

令和2年8月5日

(令和3年4月16日更新)

出入国在留管理庁

新型コロナウイルス感染症の影響により特例的な永住許可の取扱いの対象となる方の再入国許可の有効期間について（具体例）

1 対象となる再入国許可の有効期間の範囲

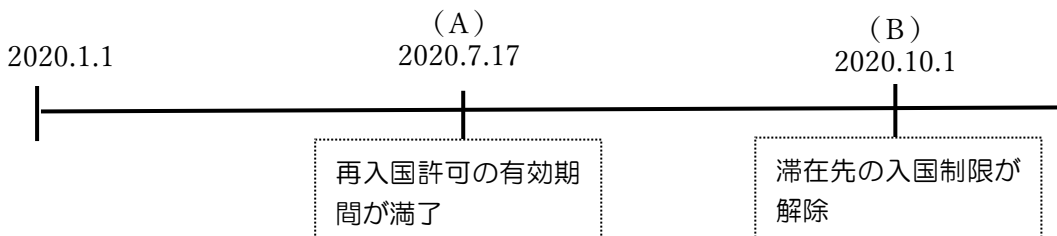
みなし再入国許可（再入国許可を含む。）の有効期間の満了日（A）が、2020年1月1日から滞在先の国・地域が入国制限を解除された日（B）の**6か月後以降、当庁が別途指定する日まで**

（令和3年4月16日に対象となる期間を延長しました。）

2 具体例

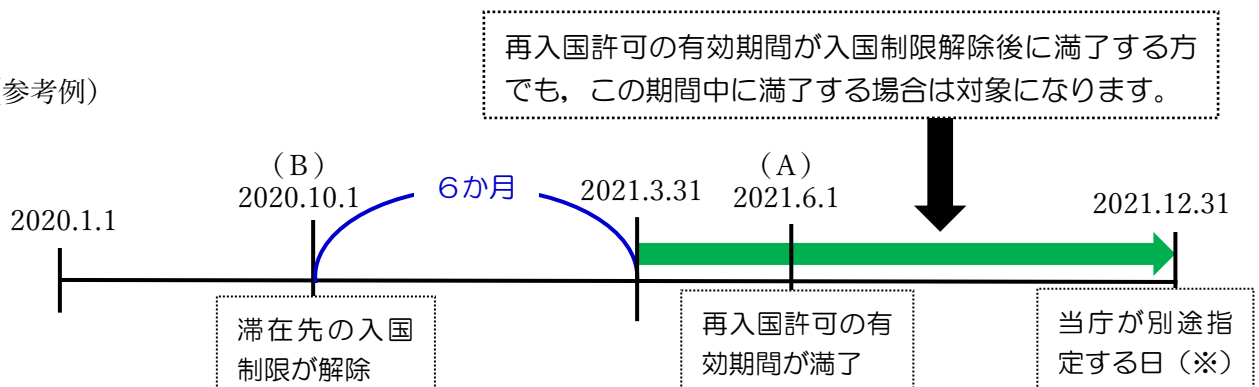
例①：滞在先の入国制限が解除された日（B）より前にみなし再入国許可（再入国許可含む。）の有効期間（A）を満了した → **対象になります**

（参考例）



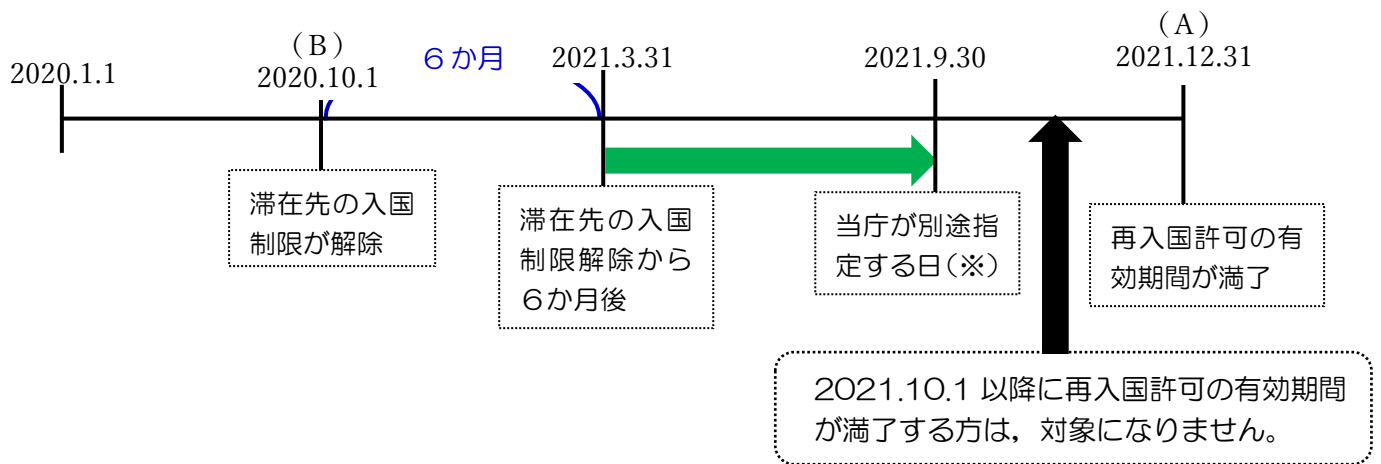
例②：滞在先の入国制限が解除された日（B）の**6か月後以降、当庁が別途指定する日まで**の間にみなし再入国許可（再入国許可含む。）の有効期間（A）を満了した → **対象になります**

（参考例）



※この例示における仮定であり、実際に指定する日ではありません。

例③ : みなし再入国許可（再入国許可含む。）の有効期間の満了日（A）が、滞在先の入国制限が解除された日（B）の6か月後以降、当庁が別途指定する日までを超えている
→ 対象になりません



※この例示における仮定であり、実際に指定する日ではありません。

例④ : 2020年1月1日より前にみなし再入国許可（再入国許可含む。）の有効期間（A）を満了した
→ 対象になりません

(参考例)

